

○東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例

(昭和40年4月3日
条例第9号)

- 改正 昭和40年 7月 2日 条例第13号
昭和41年 2月15日 条例第 1号
昭和42年 1月 9日 条例第 3号
昭和42年 9月22日 条例第11号
昭和43年 1月11日 条例第 1号
昭和43年 3月 5日 条例第 3号
昭和43年 7月29日 条例第 8号
昭和43年 9月 5日 条例第 9号
昭和44年 2月13日 条例第 3号
昭和45年 3月26日 条例第 4号
昭和45年11月 4日 条例第 8号
昭和46年 2月22日 条例第 3号
昭和47年 2月 2日 条例第 1号
昭和47年 6月22日 条例第 4号
昭和48年 2月23日 条例第 1号
昭和48年 6月13日 条例第 3号
昭和48年11月19日 条例第 7号
昭和48年12月 6日 条例第10号
昭和49年 6月10日 条例第 2号
昭和49年12月 5日 条例第 4号
昭和50年12月27日 条例第 2号
昭和51年12月15日 条例第 7号
昭和52年12月21日 条例第 2号
昭和53年12月25日 条例第 2号
昭和54年12月24日 条例第 3号
昭和55年12月 4日 条例第 2号
昭和55年12月24日 条例第 3号

昭和57年	1月22日	条例第	1号
昭和59年	3月29日	条例第	1号
昭和60年	3月29日	条例第	5号
昭和61年	3月29日	条例第	2号
昭和62年	3月27日	条例第	2号
昭和63年	3月26日	条例第	2号
平成元年	3月24日	条例第	5号
平成元年	4月26日	条例第	6号
平成元年	6月1日	条例第	8号
平成2年	1月12日	条例第	1号
平成3年	2月2日	条例第	1号
平成4年	2月25日	条例第	1号
平成4年	7月27日	条例第	5号
平成5年	2月26日	条例第	1号
平成6年	2月28日	条例第	1号
平成7年	2月28日	条例第	4号
平成8年	2月27日	条例第	4号
平成9年	2月25日	条例第	2号
平成10年	2月25日	条例第	2号
平成11年	2月25日	条例第	1号
平成12年	2月25日	条例第	2号
平成13年	2月19日	条例第	2号
平成14年	2月25日	条例第	3号
平成14年12月	26日	条例第	4号
平成15年11月	25日	条例第	4号
平成16年	1月29日	条例第	1号
平成16年	2月25日	条例第	2号
平成18年	2月24日	条例第	1号
平成19年	2月26日	条例第	1号
平成20年	2月25日	条例第	2号

平成21年 2月25日 条例第 3号
平成22年 2月25日 条例第 2号
平成22年11月29日 条例第 3号
平成23年 2月28日 条例第 4号
平成23年11月30日 条例第 9号
平成24年11月30日 条例第 4号
平成25年 2月25日 条例第 2号
平成25年11月25日 条例第 7号
平成27年 2月25日 条例第 2号
平成27年 3月23日 条例第 4号
平成28年 2月25日 条例第 8号
平成29年 3月 1日 条例第 3号
平成30年 2月26日 条例第 2号
平成31年 2月25日 条例第 1号
令和 元年11月18日 条例第 3号
令和 2年 2月25日 条例第 1号
令和 2年11月30日 条例第 1号
令和 3年11月25日 条例第 3号
令和 4年11月25日 条例第 9号
令和 5年11月27日 条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 この条例で給料とは、東京市町村職員退職手当組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成23年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、宿直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

第2条の2 この条例に基づく給与は、通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める級に分類し、その基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる行政職給料表級別標準職務表に定めるとおりとする。

3 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第4条 新たに職員となる者の級は、規則で定める級別資格基準によるものとする。

2 初任給の基準は、規則で定める初任給の基準に従って決定する。

(昇給等の基準)

第5条 職員の昇給は、管理者の定める日に、同日前で管理者の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、管理者の定める基準に従い決定するものとする。

3 職員が55歳に達した日以降直近の3月31日の翌日以降に昇給させる場合の当該職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

5 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

6 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条

第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3条第1項及び第3項、第4条第1項並びに前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第6条 給料の計算（以下「給料期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月20日とする。ただし、20日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、20日前において20日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで、死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第3項又は前項前段の規定により給料を支給する場合は、給料期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（扶養手当）

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4） 満60歳以上の父母及び祖父母

（5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

- (1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円）
 - (2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）
9,000円
- 4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- （扶養親族の届出認定）

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けて職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて、同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員が4級職員以外のものとなった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員以外の者が4級職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第8条の2 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 住居手当の額は、月額15,000円とする。

3 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第8条の3 職員に対しては、当分の間、地域手当を支給する。

2 前項に規定する地域手当の月額は、給料、給料の特別調整手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で通勤手当支給規則（以下「規則」とい

う。)で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、任命権者が定める。

(時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に

勤務した全時間に対して勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1号に掲げる区分の勤務をした場合には100分の125の割合、第2号に掲げる区分の勤務をした場合には100分の135の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、それぞれの割合に100分の25を加算した割合とする。）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第3条の規定により勤務を要しない日とされた日に、勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外に勤務した時間が1月について60時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合とする。）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日給)

第12条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当

りの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第11条第3項に基づき、管理者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

3 前2項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日をいう。

（勤務1時間当りの給与額の算出）

第13条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから7時間45分に21を乗じて得たものを減じた時間で除した額とする。

（給料の特別調整額）

第14条 給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定めるものについて、その職務の特殊性に基づき、管理者の定める基準に従い支給する。

（時間外勤務手当等の支給日）

第15条 時間外勤務手当、休日給は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条、第17条の2及び第17条の3においてこれらの日を「支給基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ支給基準日の属する月の規則で定める日（第17条の2及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき期末手当算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額に、それぞれの支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、管理者が定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定する期末手当算定基礎額は、それぞれの支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」と、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対す

る地域手当の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

5 別表の適用を受ける職員のうち、職務の級が2級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で、規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当算定基礎額とする。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「支給基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき勤勉手当算定基礎額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの支給基準日現在において、受けるべき勤勉手当算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当算定基礎額は、それぞれの支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」とし、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

5 前条第5項の規定は、勤勉手当算定基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(期末手当の不支給)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第16条第1項の規定にかかわらず、当該各号の支給基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 支給基準日から当該支給基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 支給基準日から当該支給基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 支給基準日前1月以内又は支給基準日から当該支給基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め)

第17条の3 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文

に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第17条の4 前2条の規定は、第17条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「第16条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条第1号中「支給基準日から」とあるのは「支給基準日（第17条第1項に規定する支給基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(休職者等の給与)

第18条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に

掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 地方公務員法第28条の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に定める期間内で第16条第2項に規定する支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

（特定職員についての適用除外）

第19条 第5条第1項から第5項まで、第7条から第8条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第8条の2の規定は、4級職員には適用しない。

3 第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条及び第8条の2の規定は、給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員には適用しない。

（臨時職員の給与）

第20条 臨時に雇用する職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮して、管理者が定める。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第5条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
- 3 附則第2項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に定める職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第2項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第4項及び第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項（第17条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和40年7月2日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年2月15日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和41年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和40年9月1日から適用する。

附 則（昭和42年1月9日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和41年9月1日から適用する。

附 則 (昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年1月11日条例第1号)

改正 昭和46年 2月22日 条例第3号
昭和57年 1月22日 条例第1号
昭和61年 3月29日 条例第2号
平成14年 2月25日 条例第3号
平成18年 2月24日 条例第1号
平成19年 2月26日 条例第1号
平成20年 2月25日 条例第2号
平成21年 2月25日 条例第3号
平成22年 2月25日 条例第2号
平成23年 2月28日 条例第4号
平成27年 3月23日 条例第4号

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

附 則 (昭和43年3月5日条例第3号)

改正 昭和46年 2月22日 条例第3号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年9月5日条例第9号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。
(号給職員の切替)

- 2 昭和43年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において、東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定による号給を受ける職員（以下「号給職員」という。）の切替については、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）を、別表第1及び第2に掲げる切替給料表のその者の等級中に求めて、これに対応する額の号給（対応する額がないときは、その直近上位の額の号給とする。）をその者の切替号給とする。
- 3 前項の規定により、直近上位の額の号給をもって切替号給と決定された職員については、その者の旧給料と切替給料との差額は、その者の次の号給との昇給の間差額に応じて次期昇給を調整する。

- 4 前項に規定する調整については、管理者が別に定める。

（旧号給を受けていた期間の通算）

- 5 附則第2項の規定により、切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第5条の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

附 則（昭和44年2月13日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条及び第17条の規定は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第9条の規定は昭和43年5月1日から、改正後の条例別表第1及び第2の規定は同年7月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和45年3月26日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第8条第1項の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の東京都町村職員退職

手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和45年11月4日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年2月22日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第3項の規定は、昭和46年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

（東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の6」を「100分の8」に改め、第4項を削る。

- 4 東京都町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、第4項を第2項に繰りあげ、同項中「附則第2項から前項までに定めるもののほか、」を削る。

（給与の内払）

- 5 改正前の条例の規定に基づいて昭和45年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和47年2月2日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和46年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和47年6月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年2月23日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和47年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和48年6月13日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年11月19日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和48年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和48年12月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則 (昭和49年6月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則 (昭和49年12月5日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、第9条の改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第16条第2項及び第17条第2項の規定は、施行の日から昭和50年3月31日までに職員に支給する期末手当及び勤勉手当については、「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額並びに住居手当の月額の合計額に」とあるのは、「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額並びに住居手当の月額の100分の50の額の合計額に」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

- 3 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定及び東京都市町村職員退職手当組合職員の給料の暫定措置に関する条例(昭和49年条例第8号)に基づいて昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 東京都市町村職員退職手当組合職員の給料の暫定措置に関する条例は、廃止する。

附 則 (昭和50年12月27日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和51年12月15日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和51年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和52年12月21日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和52年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和53年12月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和53年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和54年12月24日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和54年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和55年12月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月24日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和55年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年1月22日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の8」を「100分の9」に改める。

（給与の内払）

- 3 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和56年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年3月29日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の適用日からこの条例の施行日の前日までの間に、職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年3月29日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、

適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年3月29日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。ただし、昭和60年6月1日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当については、改正後の条例の規定の適用があるものとみなし、算定して得た額を支給する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の9」を「100分の10」に改める。

（給与の内払）

- 3 改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づき支払われた昭和60年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当並びに同年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年3月27日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年3月26日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手

当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年3月24日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第4号並びに第8条第1項第3号及び第4号並びに第3項の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年4月26日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。ただし、第6条第2項の改正規定及び第7条第3項中「7,700円」を「4,500円」に改める改正規定は、平成元年5月1日から施行する。

（職務の級への切替え）

- 2 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え等）

- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下

「旧号給」という。)に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

- 4 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初のこの条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項及び第4項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(切替期間における異動者の職務の級及び号給等)

- 5 切替日からこの条例の施行の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に、職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 10 東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例(昭和40年条例第10号)

の一部を次のように改正する。

別表中「2等級」を「4級」に、「3等級」を「3級」に改める。

(東京都市町村職員退職手当組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 1 東京都市町村職員退職手当組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「職務の等級」を「職務の級」に、「2等級」を「4級」に改める。

附則別表第1 職務の級への切替表（附則第2項関係）

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表	1等級	7級
	2等級	6級
		5級
		4級
	3等級	3級
	4等級	2級
	5等級	1級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	—	2	—			—	
2	—	3	—			—	
3	—		3			—	
4	4	4	4			—	
5	5	5	5			—	
6	6	6	6			—	
7	7	7	7			—	
8	8	8	8			—	
9	9	9	9			—	1
10	10	10	11			—	2
11	11	11		4			3
12	12	12	13			5	4
13	13	13	14			6	
14	14	14	15			7	5
15	15	16	16				
16	16	17	17			8	
17	17	18	18			9	6
18	18	19	19			10	
19	19	20					
20	21	21	20			11	7
21	22	22	21				
22	24	24	22				
23	26	25	23			12	
24	27	26	24				
25	30	28	25				
26		30	26				
27		32	27			13	
28			28				
29			29				
30			30				
31			32				
32							

附 則（平成元年6月1日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第2項及び第17条第2項の規定にかかわらず、平成元年4月1日から平成2年3月31日までの期間は、改正後の条例第8条の2に規定する住居手当の3分の2の額を、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの期間は、改正後の条例第8条の2に規定する住居手当の3分の1の額を給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額に加算するものとする。

附 則（平成2年1月12日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年2月2日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 3 改正後の条例第16条第2項の規定の適用については、切替日から平成3年3月31日までの間、同条第2項中「100分の455を乗じて得た額を、年間を通じての限度として、それぞれの支給基準日以前3月以内（支給基準日が12月1日であるときは6

月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じ、管理者が定める支給割合」とあるのは、「3月に支給する場合においては、100分の55、6月に支給する場合においては、100分の167、12月に支給する場合においては、100分の203」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 4 改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、切替日から平成3年3月31日までの間、同条第2項中「100分の40」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の60」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成4年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 3 改正後の条例第16条第2項の規定の適用については、切替日から平成4年3月31日までの間、同条同項中「100分の425」とあるのは「100分の465」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 4 改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、切替日から平成4年3月31日までの間、同条同項中「100分の60」とあるのは「100分の40」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成4年7月27日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年2月26日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成6年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項第4号の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成7年2月28日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成8年2月27日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成9年2月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成10年2月25日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成11年2月25日条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条、第9条及び別表の規定は、平成10年4月1日

(以下「切替日」という。) から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成12年2月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第16条第2項及び別表の規定は、平成11年4月1日 (以下「切替日」という。) から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成13年2月19日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成12年4月1日 (以下「切替日」という。) から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 改正後の条例第16条及び第17条の規定の平成12年度における適用については、改正後の条例第16条第2項中「100分の360」とあるのは「100分の355」と、改正後の条例第17条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の60」とする。

(委任)

- 前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成14年2月25日条例第3号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

(東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和43年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

附 則 (平成14年12月26日条例第4号)

(施行期日等)

- この条例は、平成15年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第2項から第5項まで並びに第28条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加える額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第16条第1項後段の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給された給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
 - (2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の合計額
(委任)
- 3 前項の規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成15年11月25日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
(職務の級及び号給の切替え等)
- 2 切替日の前日から引き続き在職する職員で、切替日においてこの条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に定める給料表（以下「新給料表」という。）の適用を受ける職員の新給料表における職務の級及び号給（以下「新号給」という。）は、切替え日の前日においてその者が属していた改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例別表に定める給料表（以下「旧給料表」という。）における職務の級及び号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表に定める新号給とする。
- 3 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第5条第1項及び第3項ただし書の規定の適用については、当該職員が旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。
(昇給期間、新号給等の調整)
- 4 管理者は、改正後の条例第5条第1項及び第3項ただし書の規定並びに附則第2項及び第3項の規定の適用について、他の職員との均衡上必要と認めるときは、別に定める基準により、必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

6 東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

職務の級
7級
6級、5級及び4級
3級
2級及び1級

を

「

職務の級
8級
7級、6級及び5級
4級
3級、2級及び1級

に改める。

」

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表への切替表

旧級	新級	旧級	新級		旧級	新級	旧級	新級	旧級	新級	旧級	新級	旧級	新級
1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	5級	5級	6級	7級	7級	8級	8級
旧号給	新号給	旧号給	新号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給
		1	1					1	1				1	1
		2	2					2	2				2	2
		3	3		3	3		3	3	3	3		3	3
4	4	4	4		4	4		4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5		5	5		5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	1	6	6		6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	2	7	7		7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	3	8	8		8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	4	9	9		9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	5	10	10		10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	6	11	11		11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	7	12	12		12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	8	13	13		13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	9	14	14		14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	10	15	15		15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	11	16	16		16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	12	17	17		17	17	17	17	17		
18	18	18	18	13	18	18		18	18	18	18	18		
19	19	19	19	14	19	19		19	19	19	19	19		
20	20	20	20	14	20	20		20	20	20	20	20		
21	21	21	21	15	21	21		21	21	21	21	21		
22	22	22	22	16	22	22		22	22	22	22	22		
23	23	23	23	17	23	23		23	23	23	23	23		
24	24	24	24	18	24	24		24	24	24	24	24		
25	25	25	25	18	25	25		25	25	25	25	25		
26	26	26	26	19	26	26		26	26	26	26			
27	27	27	27	19	27	27		27	27	27	27			
28	28	28	28	19	28	28		28	28	28	28			
29	29	29	29	20	29	29		29	29	29	29			
30	30	30	30	20	30	30		30	30	30	30			
31	31	31	31	20	31	31		31	31	31	31			
		32	32	20	32	32		32	32	32	32			

備考

切替日の前日に旧給料表の2級に属する者のうち新給料表の3級に切り替えるものについては、管理者が別に定めるものとする。

附 則（平成16年1月29日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成16年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第2項から第5項まで並びに第28条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成15年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.8を乗じて得た額に、同月の施行日に属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成15年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.8を乗じて得た額

（委任）

- 3 前項の規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成16年2月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 前項の規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成18年2月24日条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成18年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第2項から第5項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.85を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.85を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項の規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和43年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項見出し並びに同項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和61年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則（平成19年2月26日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成19年4月1日から施行する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

（平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成19年3月に支給する期末手当の額は、第1条及び附則第2項による改正後の第16条第2項から第5項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成18年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.31を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

（2）平成18年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.31を乗じて得た額。

（号給の切替え）

4 第2条の規定による改正後の条例の適用について、施行日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（その者が当該号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。））、その他の事由に応じて管理者が定めるところにより調整した号給を含む。以下「旧号給」という。）及び経過期間に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日以後の昇給の号給数の調整）

5 前項の規定により、新号給を決定される職員のうち管理者の定める者にあつては、切替日以後の昇給の号給数を調整する。

（切替日以前の異動者の号給の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員の昇給に関する特例措置）

7 改正後の条例第5条第1項の規定の適用については、平成19年3月31日までの間、昇給させないことを標準として行う。

（委任）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表（附則第4項関係）

職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		1	3月未満		1	1		1	
	3月以上6月未満		1	2		1			1
	6月以上9月未満		1	3		1			1
	9月以上12月未満		1	4		1			1
	12月以上		1	5		1			1
2	3月未満		1	5		1			1
	3月以上6月未満		2	6		1			1
	6月以上9月未満		3	7		1			1
	9月以上12月未満		4	8		1			1
	12月以上		5	9		1			1
3	3月未満		5	9	1	1	1		1
	3月以上6月未満		6	10	2	1	1		1
	6月以上9月未満		7	11	3	1	1		1
	9月以上12月未満		8	12	4	1	1		1
	12月以上		9	13	5	1	1		1
4	3月未満	1	9	13	5	1	1	3	1
	3月以上6月未満	2	10	14	6	1	1	4	2
	6月以上9月未満	3	11	15	7	1	1	5	3
	9月以上12月未満	4	12	16	8	1	1	6	4
	12月以上	5	13	17	9	1	1	7	6
5	3月未満	5	13	17	9	1	1	7	6
	3月以上6月未満	6	14	18	10	2	1	8	7
	6月以上9月未満	7	15	19	11	3	1	9	8
	9月以上12月未満	8	16	20	12	4	1	10	10
	12月以上	9	17	21	13	5	1	12	12
6	3月未満	9	17	21	13	5	1	12	12
	3月以上6月未満	10	18	22	14	6	2	13	14
	6月以上9月未満	11	19	23	15	7	3	14	16
	9月以上12月未満	12	20	24	16	8	4	15	19
	12月以上	13	21	25	17	9	5	16	21
7	3月未満	13	21	25	17	9	5	16	21
	3月以上6月未満	14	22	26	18	10	6	17	24
	6月以上9月未満	15	23	27	19	11	7	18	27
	9月以上12月未満	16	24	28	20	12	8	19	29
	12月以上	17	25	29	21	13	9	20	32
8	3月未満	17	25	29	21	13	9	20	32
	3月以上6月未満	18	26	30	22	14	10	21	35
	6月以上9月未満	19	27	31	23	15	11	22	37
	9月以上12月未満	20	28	32	24	16	12	23	40
	12月以上	20	29	33	25	17	13	24	42

9	3月未滿	20	29	33	25	17	13	24	42
	3月以上6月未滿	21	30	34	26	18	14	25	45
	6月以上9月未滿	22	31	35	27	19	15	26	48
	9月以上12月未滿	23	32	36	28	20	16	27	51
	12月以上	24	33	37	29	21	17	28	53
10	3月未滿	24	33	37	29	21	17	28	53
	3月以上6月未滿	25	34	38	30	22	18	29	56
	6月以上9月未滿	26	35	39	31	23	19	30	58
	9月以上12月未滿	27	36	40	32	24	20	32	61
	12月以上	28	37	41	33	25	21	33	64
11	3月未滿	28	37	41	33	25	21	33	64
	3月以上6月未滿	29	38	42	34	26	22	34	66
	6月以上9月未滿	29	39	43	35	27	23	36	69
	9月以上12月未滿	30	40	44	36	28	24	38	71
	12月以上	31	41	45	37	29	25	39	74
12	3月未滿	31	41	45	37	29	25	39	74
	3月以上6月未滿	32	42	46	38	30	26	40	75
	6月以上9月未滿	33	43	47	39	31	27	42	77
	9月以上12月未滿	34	44	48	40	32	28	44	79
	12月以上	35	45	49	41	33	29	45	81
13	3月未滿	35	45	49	41	33	29	45	81
	3月以上6月未滿	36	46	50	42	34	30	47	82
	6月以上9月未滿	37	47	51	43	35	31	49	83
	9月以上12月未滿	38	48	52	44	36	32	52	84
	12月以上	39	49	53	45	37	33	55	85
14	3月未滿	39	49	53	45	37	33	55	85
	3月以上6月未滿	40	50	54	46	38	34	59	85
	6月以上9月未滿	41	51	55	47	39	35	63	85
	9月以上12月未滿	42	52	56	48	40	36	67	85
	12月以上	43	53	57	49	41	37	71	85
15	3月未滿	43	53	57	49	41	37	71	85
	3月以上6月未滿	44	54	58	50	42	38	74	85
	6月以上9月未滿	45	55	59	51	43	39	77	85
	9月以上12月未滿	46	56	60	52	44	40	80	85
	12月以上	47	57	61	53	45	41	83	85
16	3月未滿	47	57	61	53	45	41	83	85
	3月以上6月未滿	48	58	62	54	46	42	85	85
	6月以上9月未滿	49	59	63	55	47	43	88	85
	9月以上12月未滿	50	60	64	56	48	44	91	85
	12月以上	51	61	65	57	49	45	94	85
17	3月未滿	51	61	65	57	49	45	94	
	3月以上6月未滿	51	62	66	58	50	46	96	
	6月以上9月未滿	52	63	67	59	51	47	99	
	9月以上12月未滿	53	64	68	60	52	48	101	
	12月以上	54	65	69	61	53	49	104	

18	3月未滿	54	65	69	61	53	49	104	
	3月以上6月未滿	55	66	70	62	54	50	106	
	6月以上9月未滿	56	67	71	63	55	51	108	
	9月以上12月未滿	57	68	72	64	56	52	110	
	12月以上	58	69	73	65	57	53	112	
19	3月未滿	58	69	73	65	57	53	112	
	3月以上6月未滿	59	70	74	66	58	54	114	
	6月以上9月未滿	60	71	75	67	59	55	116	
	9月以上12月未滿	61	72	76	68	60	56	117	
	12月以上	62	73	77	69	61	57	117	
20	3月未滿	62	73	77	69	61	57	117	
	3月以上6月未滿	62	74	78	70	62	58	117	
	6月以上9月未滿	63	75	79	71	63	59	117	
	9月以上12月未滿	64	76	80	72	64	60	117	
	12月以上	65	77	81	73	65	61	117	
21	3月未滿	65	77	81	73	65	61	117	
	3月以上6月未滿	65	78	82	74	66	62	117	
	6月以上9月未滿	66	79	83	75	67	63	117	
	9月以上12月未滿	67	80	84	76	68	64	117	
	12月以上	68	81	85	77	69	65	117	
22	3月未滿	68	81	85	77	69	65	117	
	3月以上6月未滿	68	82	86	78	70	66	117	
	6月以上9月未滿	69	83	87	79	71	67	117	
	9月以上12月未滿	70	84	88	80	72	68	117	
	12月以上	71	85	89	81	73	69	117	
23	3月未滿	71	85	89	81	73	69	117	
	3月以上6月未滿	71	86	90	82	74	70	117	
	6月以上9月未滿	72	87	91	83	75	71	117	
	9月以上12月未滿	73	88	92	84	76	72	117	
	12月以上	74	89	93	85	77	73	117	
24	3月未滿	74	89	93	85	77	73	117	
	3月以上6月未滿	74	90	94	86	78	74	117	
	6月以上9月未滿	75	91	95	87	79	75	117	
	9月以上12月未滿	76	92	96	88	80	76	117	
	12月以上	77	93	97	89	81	77	117	
25	3月未滿	77	93	97	89	81	77	117	
	3月以上6月未滿	78	94	98	90	82	78	117	
	6月以上9月未滿	79	95	99	91	83	79	117	
	9月以上12月未滿	80	96	100	92	84	80	117	
	12月以上	81	97	101	93	85	81	117	
26	3月未滿	81	97	101	93	85	81		
	3月以上6月未滿	81	98	102	94	86	82		
	6月以上9月未滿	82	99	103	95	87	83		
	9月以上12月未滿	82	100	104	96	88	84		
	12月以上	83	101	105	97	89	85		

27	3月未滿	83	101	105	97	89	85		
	3月以上6月未滿	83	102	106	98	90	86		
	6月以上9月未滿	84	103	107	99	91	87		
	9月以上12月未滿	85	104	108	100	92	88		
	12月以上	86	105	109	101	93	89		
28	3月未滿	86	105	109	101	93	89		
	3月以上6月未滿	86	106	110	102	94	90		
	6月以上9月未滿	86	107	111	103	95	91		
	9月以上12月未滿	87	108	112	104	96	92		
	12月以上	87	109	113	105	97	93		
29	3月未滿	87	109	113	105	97	93		
	3月以上6月未滿	87	110	114	106	98	94		
	6月以上9月未滿	88	111	115	107	99	95		
	9月以上12月未滿	88	112	116	108	100	96		
	12月以上	88	113	117	109	101	97		
30	3月未滿	88	113	117	109	101	97		
	3月以上6月未滿	88	114	118	110	102	98		
	6月以上9月未滿	88	115	119	111	103	99		
	9月以上12月未滿	88	116	120	112	104	100		
	12月以上	89	117	121	113	105	101		
31	3月未滿	89	117	121	113	105	101		
	3月以上6月未滿	89	118	122	114	106	102		
	6月以上9月未滿	89	119	123	115	107	103		
	9月以上12月未滿	89	120	124	116	108	104		
	12月以上	89	121	125	117	109	105		
32	3月未滿		121	125	117	109	105		
	3月以上6月未滿		122	126	118	110	106		
	6月以上9月未滿		123	127	119	111	107		
	9月以上12月未滿		124	128	120	112	108		
	12月以上		125	129	121	113	109		
33	3月未滿		125	129	121	113	109		
	3月以上6月未滿		126	130	122	114	110		
	6月以上9月未滿		127	131	123	115	111		
	9月以上12月未滿		128	132	124	116	112		
	12月以上		129	133	125	117	113		
34	3月未滿		129	133	125	117	113		
	3月以上6月未滿		130	134	126	118	114		
	6月以上9月未滿		131	135	127	119	115		
	9月以上12月未滿		132	136	128	120	116		
	12月以上		133	137	129	121	117		
35	3月未滿		133	137	129		117		
	3月以上6月未滿		134	138	130		118		
	6月以上9月未滿		135	139	131		119		
	9月以上12月未滿		136	140	132		120		
	12月以上		137	141	133		121		

36	3月未滿		137	141	133		121		
	3月以上6月未滿		138	142	134		122		
	6月以上9月未滿		139	143	135		123		
	9月以上12月未滿		140	144	136		124		
	12月以上		142	145	137		125		
37	3月未滿		142	145	137		125		
	3月以上6月未滿		143	146	138		126		
	6月以上9月未滿		144	147	139		127		
	9月以上12月未滿		145	148	140		128		
	12月以上		146	149	141		129		
38	3月未滿		146	149	141		129		
	3月以上6月未滿		146	149	142		130		
	6月以上9月未滿		147	149	143		131		
	9月以上12月未滿		148	149	144		132		
	12月以上		149	149	145		133		
39	3月未滿		149		145		133		
	3月以上6月未滿		150		146		134		
	6月以上9月未滿		151		147		135		
	9月以上12月未滿		152		148		136		
	12月以上		153		149		137		
40	3月未滿		153		149		137		
	3月以上6月未滿		154		150		138		
	6月以上9月未滿		155		151		139		
	9月以上12月未滿		156		152		140		
	12月以上		157		153		141		
41	3月未滿		157		153		141		
	3月以上6月未滿		158		154		142		
	6月以上9月未滿		159		155		143		
	9月以上12月未滿		160		156		144		
	12月以上		161		157		145		
42	3月未滿		161		157		145		
	3月以上6月未滿		162		158		146		
	6月以上9月未滿		163		159		147		
	9月以上12月未滿		164		160		148		
	12月以上		165		161		149		
43	3月未滿		165		161		149		
	3月以上6月未滿		166		162		150		
	6月以上9月未滿		167		163		151		
	9月以上12月未滿		168		164		152		
	12月以上		169		165		153		
44	3月未滿		169		165		153		
	3月以上6月未滿		170		166		154		
	6月以上9月未滿		171		167		155		
	9月以上12月未滿		172		168		156		
	12月以上		173		169		157		

45	3月未満		173		169		157		
	3月以上6月未満		173		170		157		
	6月以上9月未満		173		171		157		
	9月以上12月未満		173		172		157		
	12月以上		173		173		157		
46	3月未満		173		173		157		
	3月以上6月未満		173		174		157		
	6月以上9月未満		173		175		157		
	9月以上12月未満		173		176		157		
	12月以上		173		176		157		
47	3月未満		173		176		157		
	3月以上6月未満		173		176		157		
	6月以上9月未満		173		176		157		
	9月以上12月未満		173		176		157		
	12月以上		173		176		157		
48	3月未満		173		176		157		
	3月以上6月未満		173		176		157		
	6月以上9月未満		173		176		157		
	9月以上12月未満		173		176		157		
	12月以上		173		176		157		

附 則（平成20年2月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定、第13条の改正規定及び別表第2の規定は平成20年4月1日から施行する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の13」を「100分の14.5」に改める。

（平成20年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成20年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の第16条第2項から第5項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成19年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

（2）平成19年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.07を乗じて得た額。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成21年2月25日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び附則第4項、第5項、第7項及び第8項は平成21年4月1日から施行する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の14.5」を「100分の16」に改める。

（平成21年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成21年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の第16条第2項から第5項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成20年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.09を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

（2）平成20年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.09を乗じて得た額。

（職務の級の切替え）

- 4 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表の適用について、平成21年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

5 切替日の前日において、第1条による改正後の条例別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（委任）

6 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

7 東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

8級
7級、6級及び5級
4級
3級、2級及び1級

」を

「

7級
6級、5級及び4級
3級
2級及び1級

」に改める。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の規定は、同項の規定の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第4項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

附則別表第2（附則第5項関係）

職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	21	1	1	1	1	1	1
2	2	22	2	2	2	2	2	2
3	3	23	3	3	3	3	3	3
4	4	24	4	4	4	4	4	4
5	5	25	5	5	5	5	5	5
6	6	26	6	6	6	6	6	6
7	7	27	7	7	7	7	7	7
8	8	28	8	8	8	8	8	8
9	9	29	9	9	9	9	9	9
10	10	30	10	10	10	10	10	10
11	11	31	11	11	11	11	11	11
12	12	32	12	12	12	12	12	12
13	13	33	13	13	13	13	13	13
14	14	34	14	14	14	14	14	14
15	15	35	15	15	15	15	15	15
16	16	36	16	16	16	16	16	16
17	17	37	17	17	17	17	17	17

18	18	38	18	18	18	18	18	18
19	19	39	19	19	19	19	19	19
20	20	40	20	20	20	20	20	20
21	21	41	21	21	21	21	21	21
22	22	42	22	22	22	22	22	22
23	23	43	23	23	23	23	23	23
24	24	44	24	24	24	24	24	24
25	25	45	25	25	25	25	25	25
26	26	46	26	26	26	26	26	26
27	27	47	27	27	27	27	27	27
28	28	48	28	28	28	28	28	28
29	29	49	29	29	29	29	29	29
30	30	50	30	30	30	30	30	30
31	31	51	31	31	31	31	31	31
32	32	52	32	32	32	32	32	32
33	33	53	33	33	33	33	33	33
34	34	54	34	34	34	34	34	34
35	35	55	35	35	35	35	35	35
36	36	56	36	36	36	36	36	36
37	37	57	37	37	37	37	37	37
38	38	58	38	38	38	38	38	38
39	39	59	39	39	39	39	39	39
40	40	60	40	40	40	40	40	40
41	41	61	41	41	41	41	41	41
42	42	62	42	42	42	42	42	42
43	43	63	43	43	43	43	43	43
44	44	64	44	44	44	44	44	44
45	45	65	45	45	45	45	45	45
46	46	66	46	46	46	46	46	46
47	47	67	47	47	47	47	47	47
48	48	68	48	48	48	48	48	48
49	49	69	49	49	49	49	49	49
50	50	70	50	50	50	50	50	50
51	51	71	51	51	51	51	51	51
52	52	72	52	52	52	52	52	52
53	53	73	53	53	53	53	53	53
54	54	74	54	54	54	54	54	54
55	55	75	55	55	55	55	55	55
56	56	76	56	56	56	56	56	56
57	57	77	57	57	57	57	57	57
58	58	78	58	58	58	58	58	58
59	59	79	59	59	59	59	59	59

60	60	80	60	60	60	60	60	60
61	61	81	61	61	61	61	61	61
62	62	82	62	62	62	62	62	62
63	63	83	63	63	63	63	63	63
64	64	84	64	64	64	64	64	64
65	65	85	65	65	65	65	65	65
66	66	86	66	66	66	66	66	66
67	67	87	67	67	67	67	67	67
68	68	88	68	68	68	68	68	68
69	69	89	69	69	69	69	69	69
70	69	90	70	70	70	70	70	70
71	70	91	71	71	71	71	71	71
72	70	92	72	72	72	72	72	72
73	71	93	73	73	73	73	73	73
74	71	94	74	74	74	74	74	74
75	72	95	75	75	75	75	75	75
76	72	96	76	76	76	76	76	76
77	73	97	77	77	77	77	77	77
78	74	98	78	78	78	78	78	78
79	75	99	79	79	79	79	79	79
80	76	100	80	80	80	80	80	80
81	77	101	81	81	81	81	81	81
82	78	102	82	82	82	82	82	82
83	79	103	83	83	83	83	83	83
84	80	104	84	84	84	84	84	84
85	81	105	85	85	85	85	85	85
86	82	106	86	86	86	86	86	
87	83	107	87	87	87	87	87	
88	84	108	88	88	88	88	88	
89	85	109	89	89	89	89	89	
90	85	110	90	90	90	90	90	
91	86	111	91	91	91	91	91	
92	86	112	92	92	92	92	92	
93	87	113	93	93	93	93	93	
94	87	114	94	94	94	94	94	
95	88	115	95	95	95	95	95	
96	88	116	96	96	96	96	96	
97	89	117	97	97	97	97	97	
98	90	118	98	98	98	98	98	
99	91	119	99	99	99	99	99	
100	92	120	100	100	100	100	100	
101	93		101	101	101	101	101	

102			102	102	102	102	102	
103			103	103	103	103	103	
104			104	104	104	104	104	
105			105	105	105	105	105	
106			106	106	106	106	106	
107			107	107	107	107	107	
108			108	108	108	108	108	
109			109	109	109	109	109	
110			110	110	110	110	110	
111			111	111	111	111	111	
112			112	112	112	112	112	
113			113	113	113	113	113	
114			114	114	114	114	114	
115			115	115	115	115	115	
116			116	116	116	116	116	
117			117	117	117	117	117	
118			118	118	118	118		
119			119	119	119	119		
120			120	120	120	120		

附 則（平成22年2月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第11条の改正規定及び第16条の改正規定（同条第2項中「100分の335」を「100分の300」に改める部分を除く。）は、平成22年4月1日から施行する。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の16」を「100分の12」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の12」とあるのは「100分の15」とする。

（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成22年3月に支給する期末手当の額は、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例第16条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び給料の特別調整額の月額合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成22年11月29日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成23年2月28日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成23年11月30日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例第16条第2項から第4項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び給料の特別調整額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成24年11月30日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例第16条第2項から第4項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額

以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成24年4月1日(同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び給料の特別調整額の月額合計額に100分の0.32を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.32を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成25年2月25日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は平成25年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下、「改正後の条例」という。)別表第1行政職給料表の適用について、平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員(以下「特定職員」という。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 特定職員(次項に規定する特定職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(2) 特定職員のうち切替日の前日において改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下、「改正前の条例」という。)別表第1行政職給料表の7級の適用を受けていた特定職員の新号給は、管理者が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる特定職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(2) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(給料の切替えに伴う扶養手当に係る経過措置)

5 改正後の条例別表第1行政職給料表6級の適用を受ける職員には、改正後の条例第19条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、改正後の条例第7条の規定による扶養手当（切替日の前日に認定されている扶養親族に係るものに限る。）の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号の定める割合を乗じて得た額を扶養手当として支給する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100/100

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 50/100

附則別表第1（附則2関係）

職務の級の切替表

	旧級	新級
給料表	5級	5級
	6級	
	7級	6級

附則別表第2（附則3関係）

職員の号給の切替表

旧級 旧号給	5級	6級
1	1	21
2	2	22
3	3	23
4	4	24
5	5	25
6	6	26
7	7	27
8	8	28
9	9	29

旧級 旧号給	5級	6級
53	49	83
54	50	84
55	51	85
56	52	86
57	53	87
58	54	88
59	54	89
60	55	90
61	56	91

旧級 旧号給	5級
105	81
106	82
107	82
108	83
109	84
110	85
111	86
112	86
113	87

10	10	30
11	11	31
12	12	32
13	13	33
14	14	33
15	15	34
16	16	35
17	17	36
18	18	37
19	19	38
20	20	40
21	21	41
22	22	42
23	23	43
24	24	44
25	25	45
26	26	47
27	27	48
28	28	49
29	29	50
30	30	51
31	31	52
32	32	53
33	33	55
34	33	56
35	34	57
36	34	58
37	35	59
38	35	60
39	36	61
40	36	63
41	37	64
42	38	66
43	39	67
44	40	69
45	42	71
46	44	73
47	45	74
48	46	76
49	47	78
50	47	79
51	48	81
52	48	82

62	56	92
63	57	93
64	57	94
65	58	95
66	58	96
67	58	97
68	58	97
69	59	97
70	59	97
71	60	97
72	60	97
73	61	97
74	61	97
75	62	97
76	62	97
77	63	97
78	63	97
79	63	97
80	63	97
81	64	97
82	64	97
83	65	97
84	66	97
85	66	97
86	66	
87	67	
88	68	
89	69	
90	69	
91	71	
92	71	
93	73	
94	73	
95	73	
96	74	
97	74	
98	76	
99	76	
100	76	
101	78	
102	78	
103	79	
104	79	

114	88
115	89
116	90
117	91
118	92
119	93
120	94

附 則 (平成25年11月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（平成25年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成25年12月に支給する期末手当の額は、改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例第16条第2項から第4項まで並びに第18条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成25年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び給料の特別調整額の月額合計額に100分の0.20を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.20を乗じて得た額

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成27年2月25日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の改正規定（第17条の改正規定を除く。）は、平成26年4月1日から、改正後の条例第17条及び附則第3項の改正規定は同年12月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、第2項中「12月に支給する場合には

100分の70」とあるのは「12月に支給する場合においては100分の80」とし、第4項中「100分の32.5」とあるのは「100分の35」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成27年3月23日条例第4号)

改正 平成28年 2月25日 条例第8号

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の規定による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の適用について、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 旧級が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員(旧級が3級及び4級である職員(以下「特定職員」という。)を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)と同一とする。
- 4 特定職員の新号給は、切替日の前日に適用されていた給料表における旧級及び旧号給を附則別表第2に定める同一の給料表における同一の職

務の級及び号給に切替え、その切替後の給料表における職務の級及び号給（以下「附則別表第2切替後の級及び号給」という。）に応じて、附則別表第3に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち切替日以降にその者の受ける給料月額が附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額に達しないこととなる特定職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち旧級が4級である再任用職員であって、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日に適用されていた給料表と同一の附則別表第2の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち職務の級が4級に応じた給料月額に達しないこととなる再任用職員には、平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を、それぞれ給料として支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

（地域手当に関する暫定措置）

- 7 第8条の3第2項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、同項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削る。

（東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

- 9 東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例（平成5年条例第5号）の別表を次のように改正する。

「

別表中

6 級
5 級及び 4 級

 を

「

5 級
4 級

 に改める。」

(東京都市町村職員退職手当組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 0 東京都市町村職員退職手当組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年条例第2号)の別表第2を次のように改正する。

別表第2中「7級」を「5級」に改める。

(委任)

1 1 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1(附則第2項関係)

職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2(附則第4項、5項関係)

3・4級切替表

職員の区分	職務の級		3 級		職員の区分	職務の級		3 級		職員の区分	職務の級		3 級				
	号	給	給料月額	号		給	給料月額	号	給		給料月額	号	給	給料月額			
			円					円						円			
	1		221,400			37		295,500			73		366,600		109		391,900
	2		223,300			38		297,600			74		367,900		110		392,400
	3		225,200			39		299,800			75		369,100	再任用職	111		392,900
	4		227,100			40		302,000			76		370,300		112		393,300

再任用職員以外の職員	5	229,000	再任用職員以外の職員	41	304,300	再任用職員以外の職員	77	371,400	員以外の職員	113	393,800
	6	230,900		42	306,600		78	372,200		114	394,200
	7	232,800		43	309,000		79	373,100		115	394,700
	8	234,800		44	311,300		80	374,000		116	395,100
	9	236,800		45	313,600		81	374,900		117	395,500
	10	238,700		46	315,700		82	375,800		118	396,000
	11	240,600		47	317,900		83	376,600		119	396,400
	12	242,600		48	320,000		84	377,400		120	396,800
	13	244,600		49	322,000		85	378,300		再任用職員	264,100
	14	246,600		50	324,100		86	379,200			
	15	248,600		51	326,200		87	380,000			
	16	250,600		52	328,300		88	380,800			
	17	252,700		53	330,400		89	381,600			
	18	254,800		54	332,500		90	382,100			
	19	256,800		55	334,600		91	382,600			
	20	258,900		56	336,700		92	383,200			
	21	261,000		57	338,700		93	383,800			
	22	263,000		58	340,800		94	384,400			
	23	265,100		59	342,800		95	384,900			
	24	267,300		60	344,800		96	385,400			
	25	269,400		61	346,800		97	385,900			
	26	271,500		62	348,700		98	386,400			
	27	273,600		63	350,700		99	387,000			
	28	275,800		64	352,600		100	387,500			
	29	278,000		65	354,400		101	387,900			
	30	280,200		66	356,200		102	388,400			
	31	282,300		67	358,100		103	389,000			
	32	284,500		68	359,900		104	389,500			
	33	286,700		69	361,700		105	389,900			
	34	288,900		70	363,000		106	390,400			
	35	291,100		71	364,300		107	390,900			
	36	293,300		72	365,400		108	391,400			

職員の区分	職務の級		4 級	給料月額	円	職員の区分	職務の級		4 級	給料月額	円	職員の区分	職務の級		4 級	給料月額	円					
	号	給					号	給					号	給				号	給			
再任用職員以外の職員	1		254,400			再任用職員以外の職員	37		335,500			再任用職員以外の職員	73		397,800			再任用職員以外の職員				
	2		256,400				38		337,800				74		398,500				109		416,200	
	3		258,500				39		340,000				75		399,200				110		416,700	再任用職員
	4		260,600				40		342,200				76		400,000				111		417,100	
	5		262,700				41		344,400				77		400,700				112		417,500	
	6		264,800				42		346,600				78		401,300				113		417,900	
	7		266,900				43		348,800				79		401,900				114		418,400	
	8		269,100				44		351,000				80		402,500				115		418,800	
	9		271,300				45		353,200				81		403,100				116		419,200	
	10		273,400				46		355,400				82		403,700				117		419,600	
	11		275,500				47		357,600				83		404,200				118		420,000	
	12		277,700				48		359,700				84		404,600				119		420,400	
	13		279,900				49		361,900				85		405,100				120		420,800	
	14		282,200				50		364,000				86		405,600						281,400	
	15		284,400				51		366,100				87		406,100							
	16		286,600				52		368,300				88		406,600							
	17		288,800				53		370,400				89		407,100							
	18		291,100				54		372,400				90		407,700							
	19		293,300				55		374,300				91		408,200							
	20		295,500				56		376,300				92		408,700							
	21		297,700				57		378,300				93		409,100							
	22		300,000				58		379,800				94		409,600							
	23		302,400				59		381,200				95		410,200							
	24		304,700				60		382,500				96		410,700							
	25		307,000				61		383,800				97		411,100							
	26		309,300				62		385,200				98		411,500							
	27		311,700				63		386,600				99		412,000							
	28		314,000				64		387,900				100		412,400							
	29		316,300				65		389,100				101		412,800							

30	318,700	66	390,400	102	413,300
31	321,000	67	391,600	103	413,700
32	323,400	68	392,700	104	414,100
33	325,700	69	393,700	105	414,500
34	328,300	70	394,800	106	414,900
35	330,800	71	395,800	107	415,300
36	333,200	72	396,800	108	415,800

附則別表第3（附則第4項、5項関係）

職員の号給の切替表

給料表の適用を受ける特定職員の新号給

附則別表第2切替後の級	3級	4級
附則別表第2切替後の号給		
1	1	17
2	2	18
3	3	19
4	4	20
5	5	21
6	6	22
7	7	23
8	8	24
9	9	25
10	10	26
11	11	27
12	12	28
13	13	29
14	14	30
15	15	31
16	16	32
17	17	33
18	18	35
19	19	36
20	20	37
21	21	37
22	22	38
23	23	38
24	24	39
25	25	40
26	26	41
27	27	42
28	28	43

29	29	43
30	30	44
31	31	45
32	32	46
33	33	47
34	34	48
35	35	49
36	36	50
37	37	51
38	37	52
39	38	53
40	38	53
41	39	54
42	39	55
43	40	56
44	41	57
45	42	58
46	43	59
47	44	60
48	45	61
49	46	62
50	47	63
51	47	64
52	48	65
53	49	67
54	50	68
55	51	69
56	52	70
57	53	72
58	53	74
59	54	76
60	54	77
61	55	79
62	56	81
63	57	82
64	58	84
65	59	86
66	59	89
67	60	91
68	61	93
69	62	94
70	63	97
71	63	99
72	64	101
73	64	103
74	65	104
75	66	106
76	66	107

77	67	109
78	68	110
79	68	111
80	69	113
81	70	114
82	70	115
83	71	117
84	71	118
85	72	119
86	73	120
87	74	121
88	75	122
89	76	123
90	77	125
91	77	126
92	78	127
93	79	128
94	80	129
95	80	131
96	81	132
97	81	133
98	82	134
99	83	135
100	84	136
101	84	137
102	85	138
103	86	139
104	87	140
105	88	141
106	89	141
107	89	141
108	90	141
109	91	141
110	92	141
111	93	141
112	94	141
113	95	141
114	95	141
115	96	141
116	97	141
117	98	141
118	99	141
119	100	141
120	101	141

附 則 (平成28年2月25日条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第17条の改正規定を除く。）は、平成27年4月1日から、改正後の条例第17条及び附則第3項の改正規定は同年12月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、第2項中「12月に支給する場合には100分の75」とあるのは「12月に支給する場合には100分の80」とし、第4項中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成29年3月1日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第8条及び別表第1の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条及び附則第4項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の条例第7条

第2項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円」とあるのは「配偶者10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項中「(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9,000円」とあるのは

「(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、改正後の条例第8条第1項の規定は適用せず、改正前の条例第8条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の条例第8条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

4 平成28年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」とし、同条第4項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成30年2月26日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の改正規定は、平成30年4月1日から、改正後の条例附則第2項の改正規定は平成29年12月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「12月に支給する場合には100分の85」とあるのは「12月に支給する場合には100分の90」とし、同条第4項中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 改正後の条例附則前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第2項及び第4項並びに附則第3項の改正規定は平成30年12月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「12月に支給する場合には100分の90」とあるのは

「12月に支給する場合には100分の95」とし、同条第4項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 改正後の条例附則前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和元年11月18日条例第3号)

(施行期日)

- この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例第16条第1項、第17条第1項、第17条の2第2号(同条例第17条の4において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和2年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第4項並びに附則第3項の改正規定は令和元年12月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 令和元年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「12月に支給する場合には100分の92.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の95」とし、同条第4項中「100分

の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成31年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 改正後の条例附則前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和2年11月30日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が初日であるときは、その日)から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

- 令和2年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)条例第16条の規定の適用については、第2項中「12月に支給する場合には100分の140」とあるのは「12月に支給する場合には100分の135」とし、第4項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

(委任)

- 改正後の条例附則前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和3年11月25日条例第3号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が初日であるときは、その日)から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

- 令和3年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定の適用については、第2項中「12月に支給する場合には100分の135」と

あるのは「12月に支給する場合においては100分の130」とし、第4項中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」とする。

(委任)

3 改正後の条例附則前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和4年11月25日条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、適用する。

(1) この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第4項(「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分を除く。)並びに次条の改正規定は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(2) 改正後の条例別表第1(別表第1の項再任用職員以外の職員の欄及び同項再任用職員の欄の改正を除く。)の改正規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「12月に支給する場合においては100分の97.5」とあるのは「12月に支給する場合においては100分の102.5」とし、同条第4項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第4条 改正後の条例附則第2項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第5条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第5条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条第4項、第17条第4項及び第19条第1項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第11条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和5年11月27日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第4項並びに次条の改正規定は令和5年12月1日から適用する。

(2) 改正後の条例別表第1の改正規定は令和5年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和5年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条の規定の適用については、同条第2項中「12月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の107.5」とし、同条第4項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

単位(円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	156,200	210,100	233,800	289,700	434,500
	2	157,100	211,800	235,500	292,000	437,700
	3	158,100	213,400	237,200	294,300	440,800
	4	159,100	215,100	238,900	296,500	443,800
	5	160,100	216,700	240,700	298,700	446,900
	6	161,100	218,300	242,400	300,900	449,600
	7	162,100	219,900	244,100	303,100	452,200
	8	163,100	221,600	245,900	305,400	454,800
	9	164,000	223,300	247,700	307,700	457,400
	10	164,900	224,900	249,500	310,000	459,400
	11	165,900	226,600	251,300	312,300	461,300
	12	166,900	228,300	253,100	314,600	463,100
	13	167,900	230,100	255,000	316,900	464,800
	14	169,100	231,800	257,100	319,300	466,400
	15	170,300	233,400	259,200	321,700	468,100
	16	171,500	235,100	261,200	324,000	469,700
	17	172,800	236,900	263,300	326,400	471,300
	18	174,900	238,600	265,400	328,900	472,700
	19	177,000	240,200	267,600	331,500	474,200
	20	179,200	241,900	269,800	334,000	475,800
	21	181,400	243,700	272,000	336,500	477,300
	22	183,200	245,400	274,200	339,200	478,700
	23	185,000	247,000	276,300	341,900	480,000
	24	186,800	248,700	278,500	344,600	481,400
	25	188,600	250,600	280,700	347,300	482,800
	26	190,500	252,500	282,900	350,000	484,100
	27	192,400	254,300	285,100	352,700	485,400
	28	194,300	256,100	287,300	355,500	486,700
	29	196,200	258,000	289,400	358,200	488,000
	30	198,100	260,100	291,600	361,200	489,200
	31	200,100	262,100	293,800	364,100	490,400
	32	202,100	264,200	296,000	367,000	491,600
	33	204,300	266,200	298,200	370,000	492,700

34	206,100	268,000	300,400	372,800	493,800
35	207,800	269,800	302,600	375,500	494,900
36	209,500	271,600	304,800	378,200	496,000
37	211,200	273,300	307,000	380,700	497,100
38	212,800	274,900	309,300	383,200	498,200
39	214,300	276,600	311,600	385,500	499,300
40	215,800	278,400	313,900	387,900	500,500
41	217,300	280,100	316,200	390,300	501,700
42	218,800	281,800	318,500	392,600	502,800
43	220,300	283,400	320,900	394,900	504,000
44	221,800	285,100	323,200	397,200	505,100
45	223,300	286,800	325,600	399,600	506,300
46	224,800	288,500	328,000	401,900	507,500
47	226,300	290,100	330,400	404,100	508,600
48	227,800	291,800	332,900	406,300	509,600
49	229,300	293,500	335,400	408,600	510,600
50	230,800	295,100	338,100	410,900	511,600
51	232,300	296,800	340,800	413,100	512,700
52	233,800	298,500	343,500	415,300	513,800
53	235,200	300,200	346,200	417,300	514,800
54	236,700	301,900	348,800	419,200	515,700
55	238,200	303,600	351,300	421,200	516,600
56	239,700	305,200	353,700	423,100	517,500
57	241,100	306,800	356,000	424,900	518,400
58	242,500	308,400	358,200	426,700	519,200
59	244,000	310,000	360,300	428,400	520,000
60	245,500	311,600	362,300	430,200	520,900
61	247,000	313,200	364,200	432,000	521,800
62	248,400	314,800	366,200	433,500	522,700
63	249,900	316,400	368,100	434,600	523,600
64	251,400	318,000	369,900	435,500	524,500
65	252,900	319,500	371,700	436,400	525,300
66	254,400	321,100	373,400	437,200	526,100
67	255,900	322,600	375,000	437,900	527,000
68	257,300	324,200	376,500	438,600	527,900
69	258,800	325,700	378,000	439,300	528,600
70	260,300	327,100	379,000	440,000	529,400
71	261,700	328,400	380,100	440,700	530,200
72	263,100	329,800	381,000	441,400	531,000
73	264,600	331,200	381,900	442,100	531,800

74	266,000	332,600	382,700	442,800	532,600
75	267,500	333,900	383,500	443,500	533,400
76	269,000	335,300	384,200	444,100	534,200
77	270,400	336,500	385,000	444,700	535,000
78	271,900	337,600	385,700	445,400	535,800
79	273,400	338,600	386,400	446,000	536,600
80	274,800	339,500	387,100	446,600	537,400
81	276,200	340,300	387,800	447,200	538,200
82	277,600	341,100	388,400	447,800	539,000
83	278,900	341,900	389,000	448,400	539,700
84	280,300	342,600	389,500	449,000	540,500
85	281,600	343,300	390,000	449,600	541,300
86	283,000	344,100	390,500	450,200	
87	284,300	344,700	391,000	450,800	
88	285,600	345,400	391,600	451,300	
89	287,000	346,100	392,200	451,800	
90	288,200	346,700	392,800	452,400	
91	289,500	347,200	393,400	452,900	
92	290,900	347,600	393,900	453,400	
93	292,100	348,100	394,400	453,900	
94	293,300	348,600	395,000	454,400	
95	294,500	349,100	395,500	454,900	
96	295,700	349,600	396,000	455,400	
97	297,000	350,000	396,500	455,800	
98	298,200	350,500	397,000	456,300	
99	299,400	350,900	397,500	456,800	
100	300,700	351,400	398,000	457,300	
101	301,900	351,900	398,500	457,800	
102	303,100	352,300	399,000	458,300	
103	304,300	352,800	399,500	458,800	
104	305,400	353,300	400,000	459,300	
105	306,500	353,700	400,400	459,800	
106	307,400	354,100	400,900	460,300	
107	308,300	354,500	401,400	460,800	
108	309,200	354,900	401,800	461,300	
109	310,000	355,300	402,200	461,800	
110	310,700	355,700	402,700	462,200	
111	311,400	356,100	403,200	462,700	
112	312,100	356,500	403,600	463,200	
113	312,800	356,900	404,000	463,700	

114	313,200	357,300	404,500	464,200	
115	313,700	357,700	405,000	464,700	
116	314,200	358,100	405,400	465,200	
117	314,600	358,500	405,800	465,700	
118	315,000	358,900	406,300	466,200	
119	315,300	359,300	406,700	466,700	
120	315,600	359,700	407,100	467,200	
121	315,900	360,100	407,500	467,700	
122	316,300	360,400	408,000	468,200	
123	316,600	360,800	408,400	468,600	
124	316,900	361,200	408,800	469,100	
125	317,200	361,600	409,200	469,600	
126	317,600	361,900	409,700	470,100	
127	317,900	362,300	410,100	470,600	
128	318,200	362,700	410,500	471,100	
129	318,500	363,100	410,900	471,600	
130	318,900		411,400	472,100	
131	319,200		411,800	472,600	
132	319,500		412,200	473,100	
133	319,800		412,600	473,600	
134	320,200		413,000	474,000	
135	320,500		413,400	474,400	
136	320,800		413,800	474,800	
137	321,100		414,200	475,200	
138	321,400		414,600	475,600	
139	321,800		415,000	476,000	
140	322,100		415,400	476,400	
141	322,400		415,800	476,800	
142	322,700				
143	323,000				
144	323,300				
145	323,600				
146	323,900				
147	324,200				
148	324,500				
149	324,800				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	198,800	230,900	271,600	313,700	430,000

備考 1 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定める者の給料月額、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	係長、主査、課長補佐、副主幹又はこれに相当する職務
4級	次長、課長、主幹、参事又はこれに相当する職務
5級	事務局長の職務

別表第3（第9条関係）

職員の区分 自転車等の片道の 使用距離の区分	1	2
	2以外の職員	身体に障害を 有する職員で管 理者の定めると ころにより通勤 が困難であると 認められるもの
5キロメートル未満	2,600 円	4,500 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	6,200
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	9,600
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	13,000
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000	16,400
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000	19,800
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000	23,200
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000	26,600
40キロメートル以上	13,000	30,000